

- 1 農業保険法(以下「法」という。)第148条第2項の農林水産大臣が定める金額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額とする。
 - 一 過去4年間における果実の年産ごと類区分(法第148条第5項の規定により農林水産大臣が細区分を定めた類区分については、当該細区分。以下「類区分等」という。)ごとの平均的な1キログラム当たり販売金額について、農業保険法施行規則(平成29年農林水産省令第63号。以下「規則」という。)第119条第3項第3号に規定する書類、同号に規定する帳簿及びこれらの関係書類(以下「書類等」という。)により把握できる者が、同号に掲げる者として全相殺減収方式(同条第1項第1号に規定する全相殺減収方式をいう。以下同じ。)を選択する場合共済目的の種類ごとの別表3に定める金額又は当該類区分等ごとの平均的な1キログラム当たり販売金額のいずれか低い金額
 - 二 全相殺減収方式(規則第119条第1項第1号及び第2号に掲げる者が選択する全相殺減収方式に限る。)、全相殺品質方式(同条第1項第2号に規定する全相殺品質方式をいう。)及び半相殺方式(同項第3号に規定する半相殺方式をいう。)を選択する場合別表2に定める金額
 - 三 全相殺減収方式(規則第119条第3項第3号に掲げる者が選択する全相殺減収方式に限り、第1号に掲げる場合を除く。)及び地域インデックス方式(規則第119条第4号に規定する地域インデックス方式をいう。)を選択する場合次に掲げる金額
 - イ 申込者(法第147条の規定により共済関係の成立の申込みをした者をいう。以下同じ。)が栽培する共済目的の種類について細区分が定められている場合にあっては、当該共済目的の種類ごとに、当該申込者が栽培する品種が属する細区分ごとの別表2に定める金額を、当該品種が属する細区分ごとの栽培面積により加重平均して得た金額
 - ロ 申込者が栽培する共済目的の種類について細区分が定められていない場合にあっては、別表2に定める金額
- 2 前項第1号の平均的な1キログラム当たり販売金額は、過去4年間における申込者の書類等から得られる年産ごと、類区分等ごとの販売金額を、当該年産ごと、類区分等ごとの販売した数量で除して得た金額を基礎として算定した金額とする。

別表1

収穫共済の 共済目的の種類	細区分及び各細区分に属する品種	
なし	1 群	日本なしの早生の品種(2群に属する品種を除く。)
	2 群	日本なしの早生の品種のうち筑水
	3 群	日本なしの中生の品種(4群に属する品種を除く。)
	4 群	日本なしの中生の品種のうち南水
	5 群	日本なしの晩生の品種のうちにっこり
	6 群	日本なしの晩生の品種(5群に属する品種を除く。)

別表2

収穫共済の 共済目的の種類	細区分	果実の1kg当たり価額	
		価額	左欄に掲げる 価格が適用と なる地域
なし	1 群	356円	栃木県の地域
	2 群	450円	
	3 群	303円	
	4 群	465円	
	5 群	347円	
	6 群	261円	

別表3

収穫共済の 共済目的の種類	果実の1kg当たり価額	
	価額	左欄に掲げる 価格が適用と なる地域
なし	701円	全国

事務費賦課金	引受面積10a当たり2,354円
--------	------------------